

指宿広域市町村圏組合事務局の組織及び事務分掌等に関する規則

(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第11号)

改正 平成29年指宿広域市町村圏組合規則第2号

令和2年指宿広域市町村圏組合規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、指宿広域市町村圏組合事務局設置条例（平成5年指宿広域市町村圏組合条例第4号）第2条の規定に基づき、条例の施行に必要な組織及び分掌事務等について定めることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 事務局に次の係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 財務係
- (3) 企画係
- (4) 汚泥リサイクルセンター管理係
- (5) クリーンセンター管理係
- (6) 管理型最終処分場管理係

(職の設置)

第3条 指宿広域市町村圏組合職員定数条例（昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第4号）第2条に規定する職員について職を設置する。

2 前項に定める職員の職は、次に掲げるとおりとする。

| 職 員 | | 職 |
|------|------|--------------|
| 役付職員 | | 事務局長 |
| | | 事務局次長 |
| | | 主幹 |
| | | 係長，センター長，参事補 |
| | | 主査 |
| | | 主任 |
| 役付職員 | 事務職員 | 主事 |
| | | 主事補 |

| | | |
|-------|------|-----|
| を除く職員 | 技術職員 | 技師 |
| | | 技師補 |

(役付職員の配置)

第4条 事務局に事務局長を、係に係長又はセンター長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に事務局次長、主幹、参事補、主査及び主任を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上司の命を受け、業務を統括し、部下職員を指導監督して業務を推進すること。
- (2) 上司を補佐し、必要あるときはこれを代理すること。
- (3) 組合の基本方針に基づいて、業務の実施計画を設定して、適切な進行管理を図り、厳正な執行を図ること。
- (4) 上司に必要な報告と情報提供を行うこと。
- (5) 事務局内の業務を処理し、部下職員の服務規律の徹底及び能力開発と志気の高揚に努めること。
- (6) 別に定めるところにより、専決等の事務を執行すること。

2 事務局次長及び主幹の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上司の命を受け、事務局の方針に基づき、担任の事務の調査、企画及び立案等を行うこと。
- (2) 上司の命を受け、担任の事務の処理に当たること。
- (3) 上司を補佐し、必要があるときはこれを代理すること。
- (4) 上司に必要な報告と情報の提供を行うこと。

3 係長及びセンター長の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上司の命を受け、所掌事務の遂行に当たること。
- (2) 所掌事務の処理計画を立案し、上司の承認を得て係員に明示するとともに、その計画を遂行すること。
- (3) 上司を補佐し、上司に必要な報告と情報の提供を行うこと。
- (4) 業務遂行を通じて、部下職員の実務研修に当たるとともに、職員相互間の協調に努めること。

4 参事補の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 係長又はセンター長を補佐し、係の事務を遂行すること。
- (2) 事務局又は係の方針に基づき、担任の事務の企画立案を行うこと。
- (3) 上司に必要な報告と情報の提供を行うこと。

5 主査の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事務局又は係の方針等に基づき、担任の事務の調査、企画及び立案等を行うこと。
- (2) 上司の命を受け、担任の事務を処理すること。
- (3) 上司を補佐し、上司に必要な報告と情報の提供を行うこと。

6 主任の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 係の方針等に基づき、担任の事務の調査、企画及び立案等を行うこと。
- (2) 上司の命を受け、担任の事務を処理すること。
- (3) 上司を補佐し、上司に必要な報告と情報の提供を行うこと。

7 前各項に定める者以外の職員の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上司の命を受け、担任する事務を処理すること。
- (2) 上司に必要な報告と情報の提供を行うこと。

(分掌事務)

第6条 第2条に規定する係の分掌事務は、別表のとおりとする。

2 別表に定める分掌事務は、全てを掲げたものではないので、これを制限的に解してはならない。

(事務分担)

第7条 職員の事務分担は事務局長が定める。

2 事務局長は、職員の事務分担を決定したとき、又は変更したときは、書面により副管理者（指宿広域市町村圏組合規約（平成17年指令地第902号許可）第10条第3項に規定する副管理者のうち、管理者が指名する指宿市副市長の職にある者をいう。次条第2項において同じ。）に報告しなければならない。

(職員の流動的的配置変更)

第8条 事務局長は、分掌事務について次に掲げる場合には、職員を流動的に配置変更し、事務が機能的かつ能率的に執行できるよう図らなければならない。

- (1) 新規事務を分掌する場合において当該事務に職員を配置するとき。

- (2) 事務の処理が遅滞しているものがあるとき。
- (3) 緊急又は一定期限までに事務の処理を完了する必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、流動的 configuration 変更を必要とするとき。

2 事務局長は、前項の規定により職員の配置変更を行うときは、その都度、副管理者に協議するものとする。

(事務の協力)

第9条 職員は、分担事務が繁忙であるとき、又は重要若しくは特殊な事務については、互いに援助しなければならない。

(分掌事務の裁定)

第10条 係間において所管の明らかでない事項があるときは、事務局長が裁定するところによる。

(臨時又は特別な事務の分掌)

第11条 臨時又は特別な事務について、管理者は、第6条の規定にかかわらず、別に事務の分掌を命ずることができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。
(指宿広域市町村圏組合事務局設置条例施行規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 指宿広域市町村圏組合事務局設置条例施行規則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第2号）
 - (2) 会計管理者の職務を代理する出納員を定める規則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第4号）
 - (3) 指宿広域市町村圏組合職員の職の設置に関する規則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第8号）(指宿広域市町村圏組合予算規則の一部改正)

3 指宿広域市町村圏組合予算規則(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 係長等 指宿広域市町村圏組合事務局の組織及び事務分掌等に関する規則(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第11号)第3条第2項に規定する事務局次長, 主幹, 係長及び施設長をいう。

(指宿広域市町村圏組合会計規則の一部改正)

4 指宿広域市町村圏組合会計規則(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 係長等 指宿広域市町村圏組合事務局の組織及び事務分掌等に関する規則(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第11号)第3条第2項に規定する事務局次長, 主幹, 係長及び施設長をいう。

附 則(平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合規則第2号)

この規則は, 平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日指宿広域市町村圏組合規則第5号)

この規則は, 令和2年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

| | |
|-----|--|
| 庶務係 | (1) 総務事務における庶務に関すること。 (2) 総務事務における幹事会に関すること。 (3) 総務事務における関係市町との連絡調整に関すること。 (4) 総務事務における議会の招集及び議案に関すること。 (5) 総務事務における庁舎及び公用自動車の管理に関すること。 (6) 総務事務における交際・渉外に関すること。 (7) 文書法制事務における例規の制定改廃及び法令に関すること。 (8) 文書法制事務における公告式に関すること。 (9) 文書法制事務における公印管理及び文書ファイリングに関すること。 (10) 人事管理事務における任免及び賞罰に関すること。 (11) 人事管理事務における定数及び配置に関すること。 (12) 人事管理事務における服務に関すること。 |
|-----|--|

| | |
|-----|--|
| | <p>(13) 人事管理事務における給与，報酬，旅費等に関すること。</p> <p>(14) 人事管理事務における会計年度任用職員の雇用及び管理に関すること。</p> <p>(15) 人事管理事務における組織機構見直し等に関すること。</p> <p>(16) 職員厚生事務における福利厚生及び労務管理に関すること。</p> <p>(17) 職員厚生事務における職員研修に関すること。</p> <p>(18) 職員厚生事務における市町村共済組合及び退職手当組合に関すること。</p> <p>(19) 議会事務における例規の制定改廃に関すること。</p> <p>(20) 議会事務における議員の報酬及び費用弁償等に関すること。</p> <p>(21) 議会事務における議会の運営及び議員懇談会に関すること。</p> <p>(22) 議会事務における議事に関すること。</p> <p>(23) 監査事務における例規の制定改廃に関すること。</p> <p>(24) 監査事務における委員の報酬及び費用弁償等に関すること。</p> <p>(25) 監査事務における現金出納検査に関すること。</p> <p>(26) 監査事務における定例監査及び決算・基金審査に関すること。</p> |
| 財務係 | <p>(1) 契約事務における入札及び契約運営委員会に関すること。</p> <p>(2) 契約事務における入札参加資格の審査及び登録に関すること。</p> <p>(3) 契約事務における入札執行に関すること。</p> <p>(4) 契約事務における集中調達契約に関すること。</p> <p>(5) 財政運営事務における財政計画に関すること。</p> <p>(6) 財政運営事務における予算編成及び調製に関すること。</p> <p>(7) 財政運営事務における予算執行管理に関すること。</p> <p>(8) 財政運営事務における財政状況調査等に関すること。</p> <p>(9) 財政運営事務における補助金等に関すること。</p> <p>(10) 財政運営事務における組合債及び一時借入金の借入事務に関すること。</p> <p>(11) 財産管理事務における基金及び有価証券等の管理に関すること。</p> <p>(12) 財産管理事務における公有財産の管理に関すること。</p> <p>(13) 財産管理事務における財産の共済保険に関すること。</p> <p>(14) 財産管理事務における財産の取得，処分，運用に関すること。</p> <p>(15) 会計事務における現金，有価証券，物品の管理に関すること。</p> <p>(16) 会計事務における調定の審査に関すること。</p> <p>(17) 会計事務における支出負担行為及び支出命令等の審査に関すること。</p> <p>(18) 会計事務における決算の調製に関すること。</p> <p>(19) 会計事務における指定金融機関に関すること。</p> |
| 企画係 | <p>(1) 企画事務における企画調整に関すること。</p> <p>(2) 企画事務における広報に関すること。</p> <p>(3) 企画事務におけるホームページに関すること。</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> (4) 整備計画事務における循環型社会形成推進地域計画に関すること。 (5) 整備計画事務における施設整備計画に関すること。 (6) 整備計画事務における公害防止協定及び地域要望対策に関すること。 (7) 施設建設事務における許認可申請及び届出等に関すること。 (8) 施設建設事務における工事及び業務委託等の発注に関すること。 (9) 施設建設事務における各種評価委員会に関すること。 (10) 施設建設事務における施工監理に関すること。 |
| 汚泥リサイクルセンター管理係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設管理事務における施設の運転管理に関すること。 (2) 施設管理事務における公害対策管理に関すること。 (3) 施設管理事務における安全監視委員会に関すること。 (4) 施設管理事務における修繕及び業務委託等の発注に関すること。 (5) 施設管理事務における処理施設の統計及び調査に関すること。 (6) 施設管理事務における協議会に関すること。 (7) 施設管理事務における有価物の売払いに関すること。 (8) 施設管理事務におけるし尿投入の許可に関すること。 (9) 施設管理事務におけるし尿処理場使用料の徴収に関すること。 |
| クリーンセンター管理係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設管理事務における施設の運転管理に関すること。 (2) 施設管理事務における公害対策管理に関すること。 (3) 施設管理事務における安全監視委員会に関すること。 (4) 施設管理事務における修繕及び業務委託等の発注に関すること。 (5) 施設管理事務における処理施設の統計及び調査に関すること。 (6) 施設管理事務における協議会に関すること。 (7) 施設管理事務における有価物の売払いに関すること。 (8) 施設管理事務におけるごみ処理手数料の徴収及び免除に関すること。 (9) 施設管理事務におけるごみ処理手数料の後納の許可に関すること。 |
| 管理型最終処分場管理係 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設管理事務における施設の運転管理に関すること。 (2) 施設管理事務における公害対策管理に関すること。 (3) 施設管理事務における安全監視委員会に関すること。 (4) 施設管理事務における修繕及び業務委託等の発注に関すること。 (5) 施設管理事務における処理施設の統計及び調査に関すること。 (6) 施設管理事務における協議会に関すること。 |